

平成27年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要（案）について

個人情報保護委員会事務局

1. 施行状況の取りまとめについて

改正前の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第53条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣（実務は消費者庁）は関係する行政機関の長に対しこの法律の施行の状況について報告を求め、同条第2項の規定に基づき、これを取りまとめ、概要を公表することとされていた。

消費者庁は、平成17～26年度分について「個人情報の保護に関する施行状況の概要」として当該年度の翌年秋に公表してきた。

平成28年1月の改正個人情報保護法の一部施行により、施行状況の取りまとめは消費者庁から個人情報保護委員会の所管とされたところであり、平成27年度分の施行状況の取りまとめ・公表を個人情報保護委員会が実施する。

2. 平成27年度施行状況調査について

平成27年度施行状況調査については、「個人情報の保護に関する基本方針（平成28年2月19日一部変更）」を踏まえ、昨年とほぼ同様の調査内容について関係省庁に報告を求め、以下のとおり取りまとめた。

3. 平成27年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要（要約）

■第1章 国の個人情報の保護に関する施行状況

- 平成28年3月31日現在、各府省が策定している事業等分野ごとのガイドライン
27分野計38本（図1）
- 個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使
勧告0件、助言1件（厚生労働省）、報告の徴収0件
- 平成28年3月31日現在、主務大臣が認定した認定個人情報保護団体数
42団体（図1）
- 大規模個人情報漏えい事案を受けた対応
平成27年5月に発覚した厚生労働省所管法人からの大規模個人情報流出事案を受け、各府省より所管の業界団体等に対して、個人情報保護法等の遵守に関する周知徹底に係る要請文書を**合計412件**発出。

■第2章 事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況

○地方公共団体及び国民生活センターに寄せられた個人情報に関する苦情相談の件数
合計 6,009 件

○事業者が公表した個人情報の漏えい事案件数
合計 292 件

○認定個人情報保護団体の取組として実施した苦情の処理等
合計 442 件

■第3章 法施行後 11 年間（平成 17～27 年度）の施行状況の傾向

○個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の傾向（図 2）

平成 17 年度から平成 27 年度の 11 年間で、8 件の勧告、320 件の報告の徴収、3 件の助言を実施。報告の徴収の各年度件数は、全体として法施行以降減少している。

○個人情報に関する苦情相談件数（図 3）

個人情報に関する苦情相談件数は平成 24 年度までは減少傾向にあった。近年は若干の増加傾向にあったが、平成 27 年度は減少している。

○事業者が公表した漏えい事案件数

平成 17 年度は 1,556 件であったが、平成 27 年度は 292 件であり、全体としては減少傾向にある。（図 3）

501 人以上の規模を合計した場合、平成 20 年度以降においては、増減はあるものの漏えい事案件数は、ほぼ同数で推移している。

50,001 人以上の規模の漏えいの傾向について、最も多い漏えいの原因は平成 24 年度以降は不正アクセス等となっている。（図 4）

図1 事業等分野ごとのガイドラインの策定数と認定個人情報保護団体の認定団体数

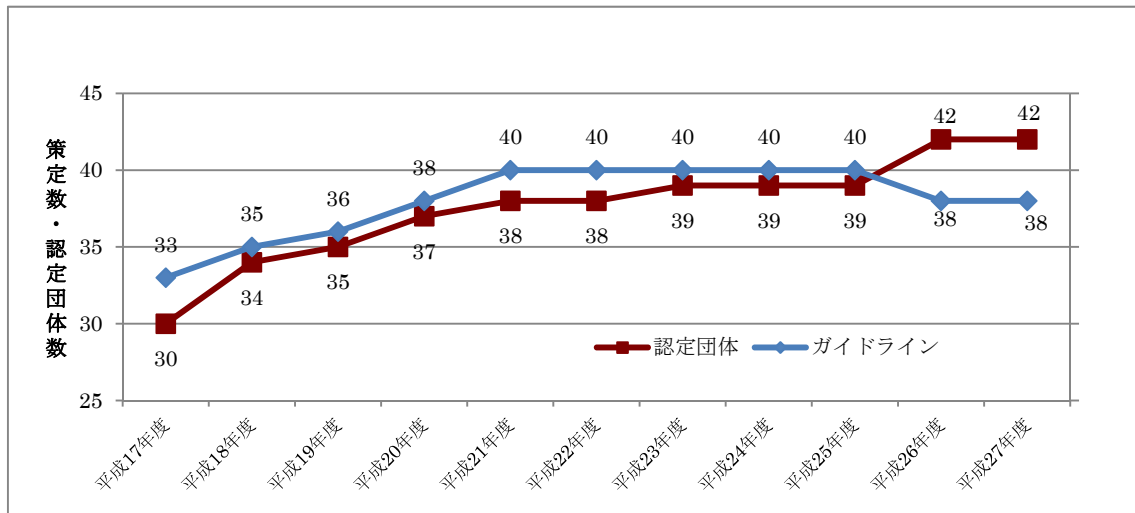


図2 個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の件数

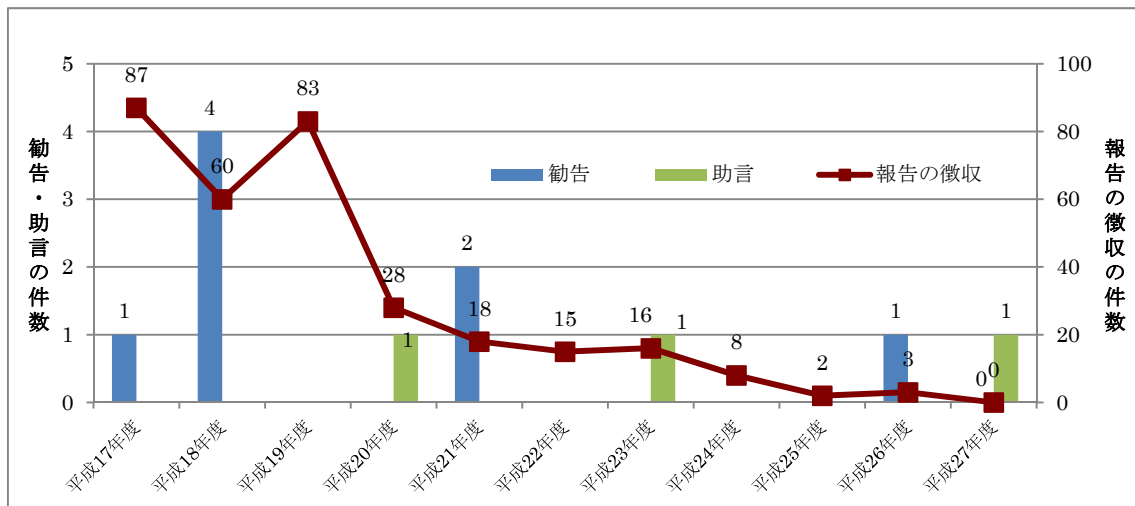


図3 個人情報に関する苦情相談件数と個人情報の漏えい事案件数

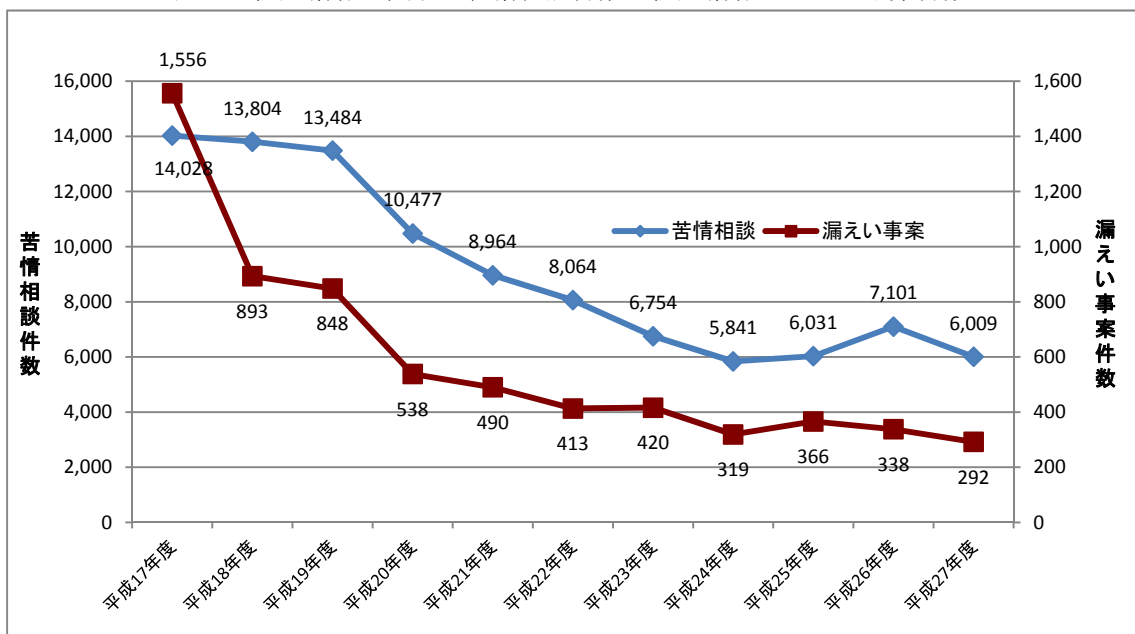
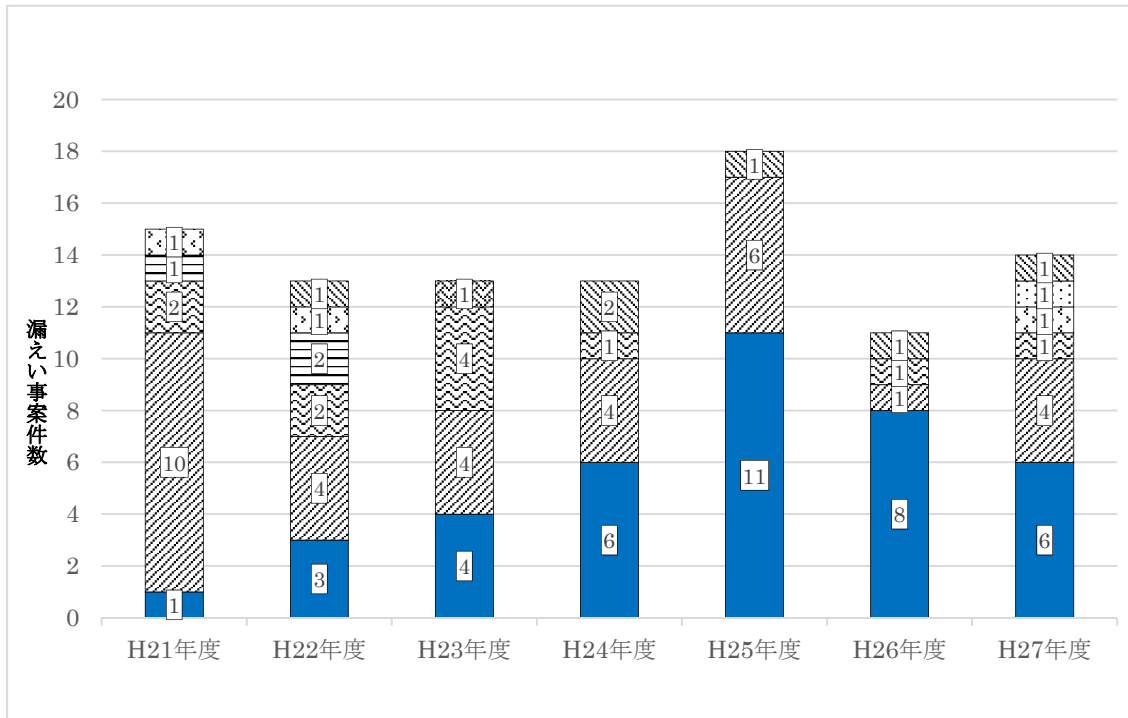


図4 50,001人以上の規模の漏えい原因の傾向



- 不正アクセス・不正ログイン・サイバー攻撃
- 紛失・誤廃棄
- 持ち出し(職員不正行為等)
- PC等盗難
- 設定ミス・外部からの閲覧可能
- システムバグ
- 誤送付
- 不明

<参考条文>

○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）（現行）

（施行の状況の公表）

第69条 委員会は、関係する行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関をいう。第71条において同じ。）の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、毎年、前項の報告を取りまとめるものとする。

（国会に対する報告）

第70条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

（参考）

○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）（改正前）

（施行の状況の公表）

第53条 内閣総理大臣は、関係する行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関をいう。次条において同じ。）の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

○個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定、平成20年4月25日、平成21年9月1日、平成28年2月19日一部変更）（抄）

2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

(2)政府全体としての制度の統一的な運用を図るための指針

⑤法の施行の状況の個人情報保護委員会への報告と公表

関係行政機関は、法第69条第1項の規定に基づき、毎年度の法の施行状況として、法第4章に基づく報告の徴収、助言等の規定の実施の状況のほか、事業等分野におけるガイドライン等の策定及び実施の状況、認定個人情報保護団体における苦情の処理等の取組状況、個人情報取扱事業者からの個人情報漏えい等事案の状況等について個人情報保護委員会に報告するものとする。

個人情報保護委員会は、関係行政機関からの報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。